

<所感>…全体的な所感(相談内容の傾向)、特に気になった点

<地域課題>…報告期間に感じた地域課題

【春日苑】

<p><所感></p>	<p>【居宅介護事業所の人材不足】 居宅介護事業所・訪問入浴事業所の廃止、同行援護の有資格者不足によって、新しい事業所への変更の依頼から調整することが多かった。また、支援希望が集中している時間帯であると、事業所より支援を断られることが多かった。</p> <p>【利用者・家族の将来への不安】 障がいを持たれている方・家族の中には、将来の生活を考えたときに不安に感じる事が多くある。不安の中には、福祉サービスだけでは対応が困難なこと(医療面・生活の場)などがあり、多岐に渡っていることが多く、福祉分野のみではなく複数の分野で横断的に解決していくことが求められると感じる。</p>
<p><地域課題></p>	<p>【本人のニーズに基づいたサービス利用について】 一つの事業所と本人の間で利用について話が進んでいる状態で、本人よりサービス利用手続きの支援を求められることがある。結果、他サービス内容や事業所のことを知らずに利用していることが多くある。 サービス利用の方法として、本人の抱えている課題やニーズに基づき、複数の事業所の特色や意味などを理解して利用することが望ましいと感じる。また、サービスを提供する事業所側からも、本人の抱えている課題やニーズを汲み取った上で、本人に合った情報提供を行えることが必要と感じる。</p> <p>【将来を見据えた支援について】 主たる介護者である家族が本人の金銭管理や将来設計を長年しているケースについて、主たる介護者の高齢化や死去に伴い、その後の金銭管理、将来設計ができなくなってしまうことや思いを十分に汲み取ることができなくなることがある。権利擁護の視点からも、将来を予期した継続的な支援をしていく必要があるとともに、相談に応じる支援者が福祉分野の視点だけでなく、幅広いニーズを抽出していく必要があると感じる。</p>

【かすがい】

<p><所感></p>	<p>【制度についての相談】 福祉サービスや制度の相談が複数あった。心身障がい者医療費助成の制度について自分も該当するのかという相談があったり、福祉応援券が支給されていることを知らない家庭や、支給されていても使い勝手が悪いと返却するケースがあった。福祉応援券は使う際に障がい者だとわかってしまうので使わないとの意見もあった。利用できる方に制度の存在や利用できることが理解されておらず、基本相談で初めて利用できることを知るケースが多かった。</p> <p>【本人に力があるのに就労や事業所に通えていないケース】 就労継続支援B型事業所の工賃を生活保護費から引かれられない程度に調整し通所しているケースがあった。長年生活保護を受給している世帯では本人の力があっても働かせないケースが多くみられた。 また、長期の引きこもりのケースで、親が高齢になったため子供の今後の生活を心配して相談があった。学校卒業後、日中活動の事業所に通っていたが何らかの原因で通えなくなり、そのまま何十年も引きこもっていたり、通所を辞めた後、体調を崩して入院生活を送っているケース、仕事を辞めてから引きこもり生活を送っているケースなどがあった。</p>
<p><地域課題></p>	<p>【福祉サービスや制度の周知の必要性】 手当や助成制度に該当される方でも制度を知らない人がいる。本人がサービスの存在を知り自ら動かないと利用できない現状があり、引き続き基本相談などを通じて制度の周知を行っていくことは大切である。また、福祉サービスの利便性を高くしていく必要があり、サービスが利用しやすくなるように周知方法を検討することが必要であるとを感じる。</p> <p>【就労や福祉サービスの利用など社会との繋がり】 長年生活保護を受給しているため、福祉サービスの利用や就労に向けての意欲が低下し、現状から抜け出せないケースの場合、本人の力を引き出すにはどうしたらいいのか考えていくことが必要である。 また、社会との繋がりがなくなってしまったケースは、事業所に通えなくなった後、支援を受ける手段がなく、そのまま家庭や病院での入院生活を送っていたケースであった。家庭での生活が長いとその生活から抜けることが難しく、そのままの状態を引きこもってしまうと思われる。社会とのつながりがなくなった時点でいかに周りがキャッチし、福祉サービスに繋げていけるかが今後の課題である。</p>

<所感>…全体的な所感(相談内容の傾向)、特に気になった点

<地域課題>…報告期間に感じた地域課題

【JHNまるる】

<p><所感></p>	<p>【多方面にわたる不安についての相談】 日中活動先の利用等の相談でみえた方が、経済的な不安を訴える相談が複数あった。病気や障がいがあり理解がないまま働くのは難しくても、働かないといけないという焦りと、就労が続かないことへの自責感が強く見られた。就労継続支援事業所や障がい者雇用についての説明だけではなく、経済的な不安に対して障害年金や医療費助成、生活保護についてなど各種制度について視覚支援を交えて説明し、本人の不安が少しずつでも軽減できるように支援している。 また、障害年金申請のための支援を複数行っている。障害年金を申請するために必要な書類は、受診状況等証明書(初診証明)と診断書、病歴状況等申立書だが、それぞれの経過によってはそれが複数枚になったり、初診証明がスムーズに取得できなかったりと相談者が混乱してしまうことが少なくない。相談者が困らないように必要に応じて助言または書面や同行での支援を行なっている。 経済的な不安と併せて、生活面での不安を抱えている相談者も多い。ヘルパー利用や精神科訪問看護の利用など、在宅で受けられるサービスや精神科デイケアなど医療サービスを含めて説明し、本人が安心して在宅生活を継続できるように支援している。</p> <p>【親子関係に関する相談】 親が感じている心配事や想いと、本人の想いにズレがあり、親子関係がうまくいかないケースが複数見受けられた。今まで利用できる制度を知る機会がなかったり、利用することに躊躇していたご家族も多いが、家族だけで丸抱えになるのではなく、親子間の距離を少しでも適度に保てるように、障がい福祉サービスの利用や高齢な親には介護保険サービスを利用するなど物理的に距離を取ったり第三者が関わることで、それぞれが安心して生活を続けていけるように支援している。</p>
<p><地域課題></p>	<p>【グループホームの整備】 グループホームへの入居を希望される精神障がい者やご家族はみえるが、市内には精神障がいの方が入居可能なグループホームは少ない。現状では、市外近郊のグループホームの情報提供をすることが多い。精神障がい者の地域生活を支えるグループホームについて、利用希望者の選択肢が広がるように入居可能なグループホームが複数存在することが望ましい。</p>

【あっとわん】

<p><所感></p>	<p>【子どもの発達と子育てについて】 保護者からの相談では、診断を受けてから受容するまでに保護者自身の気持ちの整理と子どもへの関わり方に悩むという内容が多かった。具体的には「診断を受けたが今後どう子どもに関わっていけばいいのか」「癇癪やパニックになったときの対応がわからない、大変」「子どもの発達をサポートする方法が知りたい」など子どもの発達段階や困り感、子育てを切り離して考えることは難しい。保護者の状況や子どもの状況を丁寧に聞き取り、気持ちの整理整頓と子どもへの関わり方を一緒に考えた。</p>
<p><地域課題></p>	<p>【重症心身障がい児をもつ保護者支援について】 生まれつき障がいがある0歳児や医療的ケアのある子どもをもつ保護者から子育てに関する相談があった。抵抗力が弱い子どもの場合、子育てセンターのような場所は感染症を心配して行けないことがある。日中過ごす場所が限られており、保護者同士が交流する機会がないのが現状である。 このような子どもをもつ家族が安心して集まることのできる機会や場所の提供が、医療、福祉、母子保健等の分野が協働して、市としてのしくみができるといいと感じる。</p> <p>【子どものサポート体制について】 保育課が実施している巡回相談は年間で時期、回数が決まっている。そのため、保護者や園の先生が子どものことで今すぐに相談したい場合や一緒に考えて欲しい場合、当支援センターに相談がある。 障がい福祉分野として、園や学校等の日中子どもが過ごす場に巡回し、子どもをサポートできる体制やしぐみを整えていくための相談支援があると望ましい。また、子どものサポートだけではなく、支援者の互いのスキルアップにも繋がると考える。</p>

相談支援事業所 相談に関する報告(平成29年6月～平成29年8月)

<所感>…全体的な所感（相談内容の傾向）、特に気になった点

<地域課題>…報告期間に感じた地域課題

【しやきょう】

<p><所感></p>	<p>新規相談の割合として、身体障がい5%、知的障がい12%、精神障がい77%、障がい児 6%となった。新規相談の件数が増加しており、中でも精神障がいに関する相談の増加は顕著である。</p> <p>【緊急時対応の依頼の増加】 報告期間内において、地域の住民や地域包括支援センター、救急隊員等様々な立場の人から何らかの障がいがあると思われる人に関する緊急対応の相談が複数寄せられた。内容としては問題行動への対応や健康面への不安、安否確認など様々であるが、本人が訪問や支援を望まずに強く拒否するケースが大多数を占め、対応に苦慮した。 また、相談の中には「無理やりにも病院に連れて行ってほしい」「毎日本人宅を訪問して安否を確認してほしい」「暴れている本人をなだめて欲しい」等の相談もあり、これらは委託相談支援事業が行える活動の幅を大幅に超過した要望となっている。必要に応じて可能な限りの対応をしているが、これらの要望に対し委託相談支援事業が全面的に対応するのであれば、現在のマンパワーでは全てのニーズに対応することは困難である。</p> <p>【若年の障がい者の生活問題の増加】 20代前半の相談が増加しており、中でも借金や住所の確保、非行などの様々な問題に対処することが増えている。これらのケースは様々な問題が複雑に絡み合っており、委託相談支援事業が単独で対応していくことは非常に困難である。</p>
<p><地域課題></p>	<p>【緊急時に対応できるシステムの必要性】 所感に挙げたケースのように、何らかの緊急対応が必要になった際、「どんな場合に」「どこが」「どのように」動くのか明確になっていないため、比較的活動に柔軟性のある委託相談支援が対応せざるを得なくなっている。実際には救急や消防、警察、民生委員、包括支援センターなど、様々な立場から緊急時対応についての相談を寄せられることもあるため、障がい分野のみでなく、幅広い分野を包括した緊急時体制のシステムの構築について検討していく必要を感じる。</p> <p>【福祉分野以外の機関との連携体制】 特に若年齢層の相談者の抱える問題は複雑化しており、「福祉」の分野のみでの対応には限界がある。可能な限り様々な専門機関とつながりを持ち繋げていくよう動いているが、委託相談支援事業単独での対応には限界がある。より複雑化しつつある当事者の抱える問題を対応していくためには、福祉以外の分野の専門性を包括した支援体制の構築の必要性があると感じる。</p>